



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

- 236 紀北地域森林計画の変更 (林業振興課)..... 1
- 237 紀中地域森林計画の変更 (")..... 1
- 238 紀南地域森林計画の変更 (")..... 1

○ 人事委員会告示

- 2 令和2年度就職氷河期世代を対象とした和歌山県職員採用試験の実施 2
- 3 令和2年度職務経験者を対象としたUIターン型和歌山県職員(一般行政職・総合土木職)採用試験の実施 4

○ 公安委員会告示

- 7 口頭により開示請求をすることができる個人情報 7

○ 訓令

- *1 和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (医務課)..... 8

告 示

和歌山県告示第236号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき紀北地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局農林水産振興部林務課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び伊都振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

令和2年2月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第237号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項及び同法第39条の4第1項の規定に基づき紀中地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局農林水産振興部林務課及び日高振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

令和2年2月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第238号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項及び同法第39条の4第1項の規定に基づき紀南地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局農林水産振興部林務課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

令和2年2月18日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第2号

令和2年度就職氷河期世代を対象とした和歌山県職員採用試験を次の要綱により実施する。

令和2年2月18日

和歌山県人事委員会委員長 平田健正

令和2年度就職氷河期世代を対象とした和歌山県職員採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般行政職 (就職氷河期世代対象)	5人程度	知事部局等における事務

2 受験資格

(1) 次のアからウまでの全ての要件を満たす人

ア 昭和50年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人

イ 平成31年4月1日から申込日までの間に正規雇用で就労していない人

ウ 平成31年3月31日以前に正規雇用で就労した期間が、通算して3年以下の人

(注) ウの正規雇用で就労した期間は、6か月以上継続して就労した期間のみが該当する。

一の正規雇用で就労した期間に、1か月に満たない日数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

上記受験資格について虚偽の申告があった場合には、受験及び採用が無効になることがある。

また、最終合格発表後に職務経験期間等を証明する書類の提出を求める。

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	(基礎能力試験、適性検査) 令和2年4月19日(日)	和歌山市	令和2年5月1日(金)午後3時に県庁北別館5階人事委員会事務局前に掲示するとともに合格者に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。
第2次試験	(個別面接) 令和2年5月15日(金)から同月17日(日)までの間で指定する1日		令和2年5月26日(火)午後3時に県庁北別館5階人事委員会事務局前に掲示するとともに合格者に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。
第3次試験	(個別面接、論文試験) 令和2年6月6日(土)又は同月7日(日)のいずれかで指定する1日		令和2年6月24日(水)午後3時に県庁北別館5階人事委員会事務局前に掲示するとともに合格者に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。

(注) 上記の試験日及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間

第1次試験	基礎能力試験	500点	言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力についての筆記試験（択一式）	1時間10分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接	
第3次試験	論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）	1時間30分
	面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接	

- (1) 試験の内容は、大学卒業程度とする。
- (2) 第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和2年度就職氷河期世代を対象とした和歌山県職員採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申し込みができない場合は、和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

また、別途、「職員採用情報」欄の「採用試験申込」にある氷河期世代正規雇用職務経歴確認票及び氷河期世代非正規雇用等職務経歴確認票を、令和2年3月17日（郵送の場合は同日消印有効）までに和歌山県人事委員会事務局までメール送信又は郵送すること。郵送による場合は、封筒の表に「氷河期世代職務経歴確認票」と朱書し、必ず簡易書留郵便により送付すること。

(2) 受付期間

令和2年3月3日（火）午前10時から同月17日（火）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票等の交付

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。写真票には氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として

令和3年4月1日に採用される。ただし、欠員等の状況により、勤務可能な人は令和3年4月1日以前に採用される場合がある。

(2) 採用時の給料月額は、188,700円（平成31年4月1日現在）で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

このほか職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字による受験

車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字による受験等を希望する場合は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5(3)の受験票等の交付手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果をダウンロードするものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない場合は、その旨	合格発表の日の午後3時から1週間
第2次試験	第2次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の得点及び順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の得点及び順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験から第3次試験までを合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

和歌山県人事委員会告示第3号

令和2年度職務経験者を対象としたUIターン型和歌山県職員（一般行政職・総合土木職）採用試験を次の要綱により実施する。

令和2年2月18日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

令和2年度職務経験者を対象としたUIターン型和歌山県職員（一般行政職・総合土木職）採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般行政職 (職務経験者対象)	3人程度	知事部局等における事務
総合土木職 (職務経験者対象)	3人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務

2 受験資格

(1) 次のアからウまでの全ての要件を満たす人

ア 昭和55年4月2日以降に生まれた人

イ 令和2年2月29日現在、和歌山県外に在住の人

ウ 試験区分ごとに下記の職務経験を有する人

試験区分	職務経験
一般行政職 (職務経験者対象)	和歌山県外に本社若しくは本店を置く民間企業又は和歌山県外が本庁等所在地である公的機関等における職務経験期間が、令和2年3月31日時点で通算して7年以上（見込みを含む。）ある人
総合土木職 (職務経験者対象)	和歌山県外に本社若しくは本店を置く民間企業又は和歌山県外が本庁等所在地である公的機関等における土木工事若しくは農業土木工事に関する企画、設計、積算、施工管理等の専門的業務の職務経験期間が令和2年3月31日時点で通算して7年以上（見込みを含む。）ある人

(注) 職務経験期間とは、次のいずれかの期間とする。

1 常勤の正社員（職員）として就業していた期間（6か月以上継続して就業していた期間に限る。）

2 常勤の正社員（職員）以外の社員（職員）として就業し、かつ、常勤の正社員（職員）と同じ勤務時間、勤務形態で就業していた期間（6か月以上継続して就業していた期間に限る。）

複数の職務経験期間がある場合は、一の職務経験期間について、1か月に満たない日があるときは、これを切り捨てて合算するものとする。

職務経験期間中に3か月以上継続して職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）がある場合は、これを除算するものとする。

上記受験資格について、虚偽の申告があった場合は、受験及び採用が無効になることがある。

また、最終合格発表後に職務経験期間等を証明する書類の提出を求める。

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	（基礎能力試験、適性検査） 令和2年4月19日（日）	和歌山市	令和2年5月1日（金）午後3時に県庁北別館5階人事委員会事務局前に掲示するとともに合格者に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。
第2次試験	（個別面接） 令和2年5月15日（金）から同月17日（日）までの間で指定する1日		令和2年5月26日（火）午後3時に県庁北別館5階人事委員会事務局前に掲示するとともに合格者に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。
第3次試験	（個別面接、論文試験） 令和2年6月6日（土）又は同月7日（日）のいずれかで指定する1日		令和2年6月24日（水）午後3時に県庁北別館5階人事委員会事務局前に掲示するとともに合格者に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。

(注) 上記の試験日及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

	試験種目	配点	内容	試験時間

第1次試験	基礎能力試験	500点	言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力についての筆記試験（択一式）	1時間10分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接	
第3次試験	論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）	1時間30分
	面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接	

- (1) 試験の内容は、大学卒業程度とする。
- (2) 第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和2年度職務経験者を対象としたUIターン型和歌山県職員（一般行政職・総合土木職）採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

また、別途、「職員採用情報」欄の「採用試験申込」にあるUIターン型職務経歴確認票を、令和2年3月17日（郵送の場合は同日消印有効）までに和歌山県人事委員会事務局までメール送信又は郵送すること。郵送による場合は、封筒の表に「UIターン型職務経歴確認票」と朱書きし、必ず簡易書留郵便により送付すること。

(2) 受付期間

令和2年3月3日（火）午前10時から同月17日（火）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票等の交付

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。写真票には、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。こ

の試験の最終合格者は、原則として令和3年4月1日に採用される。ただし、欠員等の状況により、勤務可能な人は令和3年4月1日以前に採用される場合がある。

(2) 採用時の給料月額は、188,700円（平成31年4月1日現在）で、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。（具体例：大卒後、職務経験を10年間有する人の採用時の給料月額は、216,300円～233,400円）

このほか、職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字による受験

車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字による受験等を希望する場合は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5(3)の受験票等の交付手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない場合は、その旨	合格発表の日の午後3時から1週間
第2次試験	第2次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の得点及び順位並びに第1次試験と第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の得点及び順位、第1次試験と第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験から第3次試験までを合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第7号

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる個人情報を次のように定める。

令和2年2月18日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

口頭により開示請求をすることができる個人情報		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
事務の名称	開示する内容		
令和元年度第2回和歌山県警察会計年度任用職員採用試験	令和元年度第2回和歌山県警察会計年度任用職員採用試験における種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに総合得点及び総合順位	令和2年2月26日（水）午後3時から1週間（和歌山県の休日等を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に限る。）	和歌山県警察本部

訓 令

和歌山県訓令第1号

福 祉 保 健 部
和歌山県立こころの医療センター

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年2月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成14年和歌山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>（一般勤務に服する職員及び特例勤務時間職員の勤務時間等）</p> <p>第3条 一般勤務に服する職員の勤務時間等については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、院長が適当と認めたときは、<u>次の表の時差勤務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる勤務時間のとおりにする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">時差勤務の区分</td> <td style="text-align: center;">勤務時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">時差勤務 A</td> <td style="text-align: center;"><u>午前7時30分から午後4時15分まで</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">時差勤務 B</td> <td style="text-align: center;"><u>午前8時から午後4時45分まで</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">時差勤務 C</td> <td style="text-align: center;"><u>午前9時から午後5時45分まで</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">時差勤務 D</td> <td style="text-align: center;"><u>午前9時30分から午後6時15分まで</u></td> </tr> </table> <p>(2) 略 2・3 略</p>	時差勤務の区分	勤務時間	時差勤務 A	<u>午前7時30分から午後4時15分まで</u>	時差勤務 B	<u>午前8時から午後4時45分まで</u>	時差勤務 C	<u>午前9時から午後5時45分まで</u>	時差勤務 D	<u>午前9時30分から午後6時15分まで</u>	<p>（一般勤務に服する職員及び特例勤務時間職員の勤務時間等）</p> <p>第3条 一般勤務に服する職員の勤務時間等については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、院長が適当と認めたときは、<u>午前7時30分から午後4時15分まで又は午前8時から午後4時45分までとする。</u></p> <p>(2) 略 2・3 略</p>
時差勤務の区分	勤務時間										
時差勤務 A	<u>午前7時30分から午後4時15分まで</u>										
時差勤務 B	<u>午前8時から午後4時45分まで</u>										
時差勤務 C	<u>午前9時から午後5時45分まで</u>										
時差勤務 D	<u>午前9時30分から午後6時15分まで</u>										

附 則

この訓令は、令和2年3月1日から施行する。